

重要事項説明書

1 法人の概要

法人名	社会福祉法人 三崎二葉会
所在地	〒238-0235 三浦市城山町4-4
連絡先	046-881-2359
代表者名	理事長 生野隆彦

2 事業所の概要

事業所名	ケアセンター南下浦・羊の家けあまね
所在地	〒238-0101 三浦市南下浦町上宮田3195-1
連絡先	046-888-6126 緊急連絡先:090-5993-2217
事業所指定番号	神奈川県 1472700705号
管理者	青木 芳 隆
サービス提供実施地域	三浦市内全域

3 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者 主任介護支援専門員	利用申込みに係る調整、 業務把握及び管理、従業員 の管理	1名（兼務）
介護支援専門員	居宅サービス計画の作成 及びサービス提供者との 連絡調整	1名（兼務）

4 担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)

担当者氏名: _____

5 営業日・時間・休業日

区 分	月曜日～金曜日
営業時間	8:30～17:30

* 土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始(12/30～1/3)は休業致します。

6 当事業所のサービス方針等

- (1) 当事業所は、社会福祉法人三崎二葉会が運営する事業所です。居宅介護支援サービスの提供にあたっては、常に利用者の立場に立って事業をすすめます。
- (2) 当事業所が行う居宅介護支援サービスは、居宅サービス計画(ケアプラン)作成により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び家族の要望、選択に基づき適切な福祉サービス、保健医療サービスが多様な事業者から総合的に提供されるよう十分に配慮して行います。

7 サービス利用料

- (1) 居宅介護支援については、要介護認定を受けられた方に発生する居宅介護支援サービスの費用は、全額保険給付され事業者へ直接支払われるため、自己負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス地域を超える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費・駐車料金(自費)の支払いが必要となります。
- (3) 介護保険料の滞納等により、法定代理受領できない場合には、一旦、利用料の金額をご負担いただきます。その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、保険者窓口に指定居宅介護支援提供証明書と領収書等を提出しますと、払い戻しを受けることができます。なお、介護保険料等の支払いの状況によっては、払い戻しを受けることができない場合があります。

利用料金表

(1)居宅介護支援費(i・ii・iii)

ケアマネジャー1人あたり45件未満を担当する場合

サービス名称	要介護度	単位	地域単価	金額
居宅介護支援費(i)	要介護度1・2	1,086	10・84	11,772 円
居宅介護支援費(i)	要介護度3・4・5	1,411	10・84	15,295 円

ケアマネジャー1人あたり45件以上60件未満を担当する場合

サービス名称	要介護度	単位	地域単価	金額
居宅介護支援費(ii)	要介護度1・2	544	10・84	5,897 円
居宅介護支援費(ii)	要介護度3・4・5	704	10・84	7,631 円

ケアマネジャー1人あたり60件以上を担当する場合

サービス名称	要介護度	単位	地域単価	金額
居宅介護支援費(iii)	要介護度1・2	326	10・84	3,533 円
居宅介護支援費(iii)	要介護度3・4・5	422	10・84	4,574 円

(2) 加算(名称・単位数・料金・算定要件・地域加算)

- ・初回加算:300単位 3,252円/月
新規に居宅サービス計画書作成する場合／要介護状態区分が2区分変更された場合
- ・入院時情報連携加算(Ⅰ):250単位 2,710円/月
利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
- ・入院時情報連携加算(Ⅱ):200単位 2,168円/月
利用者が入院した日の翌日、または翌々日に医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
- ・退院・退所加算:カンファレンス参加無
連携1回:450単位 4,878円/回
連携2回:600単位 6,504円/回
医療機関や介護保険施設等を退院・退所し居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
- ・緊急時等居宅カンファレンス加算:200単位 2,168円
病院又は診療所の求めにより、職員とともに利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い居宅サービスの調整を行った場合
- ・通院時情報連携加算:50単位 542円
利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師または歯科医師と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合

(3) 減算

居宅介護支援の減算として「特定事業所集中減算」「運営基準減算」「高齢者虐待防止措置未実施減算」

- ・運営基準減算:所定単位数の50%で算定
運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合
- ・特定事業所集中減算:1月につき200単位を減算
正当な利用なく特定の事業所に80%以上集中した場合(指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)
- ・高齢者虐待防止措置未実施減算:所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合

8 高齢者虐待防止のため措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊厳が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- ①虐待防止委員会の開催
- ②高齢者虐待のための指針の整備
- ③虐待防止の研修の実施
- ④専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者： 青木芳隆

9 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。また、緊急時に連絡がとれるように緊急連絡先を確認し緊急時に使用していきます。

10 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記措置を講じます。

- ①感染対策委員会の開催
- ②感染症及びまん延防止のための指針の整備
- ③感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- ④専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者： 青木芳隆

11 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12 相談窓口、苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当 事 業 所	電話 046-888-6126 FAX 046-888-9012 責任者 青木芳隆 対応時間 8:30 ~ 17:30(月)~(金)
---------	---

公的機関においても、次の機関において苦情申出当ができます。

三浦市高齢介護課	所在地 三浦市城山町1-1 電話 046-882-1111 FAX 046-882-2836 対応時間 8:30 ~ 17:15(月)~(金)
神奈川県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地 横浜市西区楠町27-1 電話 045-329-3447 対応時間 8:30 ~ 17:15(月)~(金) 土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く

年 月 日

居宅介護支援(ケアマネジメント)契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 三浦市南下浦町上宮田3195-1

社会福祉法人 三崎二葉会

事業者名 ケアセンター南下浦・羊の家けあまね

管理者 青木 芳隆

説明者 _____

居宅介護支援(ケアマネジメント)の重要事項説明書の説明を受け、同意し交付を受けました。

利用者 住 所 三浦市

氏 名 _____

家族・介護者

住 所 _____

氏 名 _____

第1 氏名: _____ 続柄()

連絡先(緊急使用可) _____

第2 氏名: _____ 続柄()

連絡先(緊急使用可) _____

個人情報使用同意書

私(利用者及びその家族)の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

利用者の居宅サービス計画書に沿って円滑にサービス提供するために実施されるサービス担当者会議において、介護支援専門員と市町村、居宅サービス事業所、医療機関との連絡調整等において必要な場合。

2 使用する期間

年 月 日 からサービス終了まで。

3 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

年 月 日

居宅介護支援事業者 _____ 殿
及び上記各事業者 _____ 殿

利用者 住所 三浦市 _____

氏名 _____

利用者の家族 住所 _____

氏名 _____